

としま 議会だより

令和3年9月 発行（年4回発行）Toshima Village Council 2021.9 NO.94



▲ 平島たいらっこ園 芋つるの苗植えの様子

TOPIX

○令和3年6月定例会

6月14日～6月16日（3日間）

- ・ 条例の制定・改定 2件
- ・ 補正予算 6件
- ・ 契約 5件
- ・ 財産の取得 1件
- ・ 規約変更 1件
- ・ 権利の放棄 3件
- ・ 同意 1件

議会だよりの表紙を飾る写真募集中です

島の風景や行事など魅力ある一枚をお待ちしています。
お問い合わせは議会事務局まで

○一般質問 2件

- ・ 坂元 勇 議員 . . . 2P. 3P
- ・ 永田和彦 議員 . . . 3P. 4P

自然災害への対応

○坂元議員 自然災害による住家被害が発生した場合の出張所を含めた庁内の連携等はどうのように機能するのかわう。

○肥後村長 災害発生時の情報収集・伝達態勢については、村の防災規程に、「災害情報・被害情報の収集・伝達」の規程が示されている。具体的な体制として、村の災害対策本部の総務対策部において、出張所、消防団、自主防災組織、或いは、住民からの情報をもとに、必要に応じて被害調査班を編成し、現地での正確な情報及び被害情報の把握に努める。また、収集した災害情報等を整理し広域応援要請、自衛隊派遣要請、救助法の適



坂元 勇 議員

用申請等の必要性の有無を判断できるように集約し、関係機関等への連絡をするとともに、職員への周知を図っている。

○坂元議員 本村での住家等の被害が発生した場合の実情や情報共有のほか、災害見舞金や災害弔慰金の基準、準備までの流れをわう。

○肥後村長 通常、被害箇所の確認後に、出張所から被害報告がされ、集約、並びに被害写真と合わせた様式で、各課で情報共有を行っている。また、被害状況が住民から担当課へ直接報告されることもあるが、その場合、担当課又は総務課が出張所に確認の上、総務課で集約し各課へと情報共有することになっている。最近では被災状況の写真・動画をインターネットやスマートフォンを通して報告がされており、状況把握までの時間が短くなってきた。

災害見舞金、災害弔慰金

災害見舞金については、十島村災害見舞金支給要綱において、本村の住民が爆風、豪雨、地震、津波、火山等の自然災害及び、火災において生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、住家災害見舞金を支給する規定となつている。基準として、全壊・全焼で20万円以内、半壊・半焼での解体・大規模改修が必要な場合で15万円以内、半壊・半焼で10万円以内の給付をすることになつており、国や県から見舞金が支給される場合は、その額を減じた額を支給することになる。給付を受けるには、まず、十島村り災証明等交付要綱に基づき、被害状況を示す写真、被害状況の位置情報を添えて、「り災証明申請書」を提出してもらい、必要な書類審査、及び調査を行い、被害の程度を掲載した証明書が交付される。交付された「り災証明書」と写真な

どを添付する「災害発生状況報告書」を「十島村災害見舞金給付申請書」に添付して申請してもらい、村での審査を受けた後、給付することとなる。災害弔慰金については、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」を制定している。この条例においては、自然災害により、死亡した村民の遺族に対して災害弔慰金を支給するほか著しい被害を受けた村民に対する災害見舞金を支給し、または被害を受けた世帯に災害援護資金を貸し付ける規定となっている。



複合災害における対応

○坂元議員 複合災害が発生した時の対策と火山・津波・地震等の発生に伴う本庁機能喪失に係る対応対策は想定しているのか伺う。

○肥後村長 様々な兆候により、複合災害が予見される場合は、複合災害が起こること前提に、早め早めの措置を心掛けて、対策を検討していきたい。それぞれの規模にもよるが、島内で対処できるのか、島外避難が必要なのかはその時の状況次第となる。地域の方におかれても、日頃から複合災害も念頭に入れた避難先の検討、避難の準備、住宅災害等の対策をしていただきたい。現在のような新型コロナウイルス感染症拡大時の災害による避難についても、一種の複合災害であると考えられている。村は昨年6月に「避難所における感染症等マニュアル」を定め、避難所での「3密」を避けるための在宅避難

や分散避難を呼びかけ、避難所には、新たにスポットクーラーやサーキュレーター、段ボールパーティション、避難所用テント等を整備したところである。本庁が機能を喪失した場合の対策について、本庁舎は、鹿児島市内に所在することから、「桜島の大噴火」や「鹿児島湾直下型地震」の影響を受けることが想定される。2年前に本庁舎や旧庁舎の耐震工事を行っているが、近年の度重なる災害規模の拡大を見ると想定外の災害が発生しており、本庁舎のみではなく、村の機能さえも麻痺してしまう恐れがある。行政機能に欠かせない情報通信や電力などの供給が遮断されたことを想定した対策を計画しているところである。住民生活に必要な不可欠な行政サービスについては、大規模災害発生時においても維持、継続できるように対策をしていく。

ワクチン接種の現状

○永田議員 住民のワクチン接種状況について実績数、接種率、発熱等の副反応の症状がどの程度あったのか伺う。

○肥後村長 1回目の接種者が486人、2回目の接種者が446人となっており、接種率は、1回目で91.1%、2回目で84.3%となっている。副反応については、接種部の腫れや痛みを除き、嘔吐・吐き気・頭痛・発熱・倦怠感・喘息発作などの症状を訴えた方が、合計42人確認され、そのうち、アナフィラキシーの症状を訴えた方を2名確認したが、嘔吐と喘息の軽い症状で、他の症状の方を含め、医師による診断・点滴・薬剤等の処方を行い、

接種後、早い方は当日、殆どの方が2日から3日のうちに回復された。

○永田議員 ワクチンの配布受領数、使用数量、残余数、受領したワクチンの有効期限を伺う。

○肥後村長 ワクチンの配分量については、4月25日にファイザー社のワクチン1箱195バイアル975回分を受領し、合計で190バイアル950回分を使用しており、残量数は5バイアル25回分となっている。有効期限については令和3年7月31日までとなっている。

○永田議員 職員のワクチン接種対象者は何名になり、どのように計画しているのか伺う。

○肥後村長 国のワクチン担当課に確認し、承諾を得た上で、定期船の運航に携わる職員や庁外での勤務、訪問客等の対応に係る感染防止対策として、5月13日と6月10日に33人の接種を終えている。



永田 和彦 議員

ワクチンの活用・生活への考え方

○永田議員 職員への接種終了後、残余ワクチンを活用して、本村出身の高校生等に対して、ワクチン接種を行う予定はないのかを伺う。

○肥後村長 村に住所を有している9名中2名が高校生、7名が大学生等となっており、担当課から保護者を通じてワクチン接種の希望調査を行い、希望された7名の方が2回目のワクチン接種を終了している。その他の村出身の高校生等については、医療従事者等の範疇（はんちゆう）に含まれないことから、接種することは難しいと考えている。

○永田議員 接種完了後の住民生活に対する考え方について伺う。

○肥後村長 本村のワクチン接種は、現在、接種対象者531人に対し、486人で接種率91.1%となっている。今後、12歳以上15

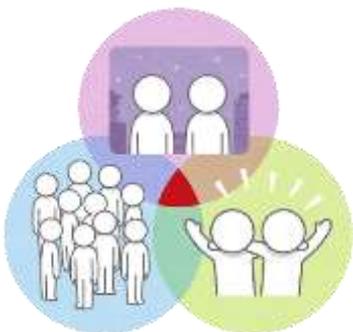
歳未満の小中学生等と村民の1回目・2回目接種で漏れた未接種者から接種希望の声が上がっており、その数は約60人程度と見込んでいる。全ての対象者が接種した場合591人で、接種率は92.4%となるため、集団免疫を確保することになる。しかし、ワクチンを接種したからといって、新型コロナウイルスに感染しないというわけではないようである。実際に、ワクチン接種後に感染された事例も確認されている。厚生労働省では、「ワクチン接種から免疫がつくまで1〜2週間ほどかかり、免疫がなくても100%の予防が得られるわけではない。」としており、ワクチン接種後も基本的にはマスクの着用や手指消毒・3密を避けるなどの感染防止対策は引き続き徹底していくことになっている。

今後のイベントについて

○永田議員 今後各島で行われる敬老会や十五夜等の行事、村内における行事等について、開催の在り方をどのように考えているのか伺う。

○肥後村長 観光関係の7島島めぐりツアー、島暮らし体験プログラム、トカラ列島島めぐりマラソン大会等の村外から参加者を募集するイベント、フアミリー劇場を含め中止することとしている。入学・入園式や卒業・卒園式・運動会等の行事についても、昨年と同様に規模を縮小して関係者のみでの実施、高齢者等のサロン活動はソーシャルディスタンスを保ち室内の換気を行い、マスクの着用・消毒の徹底を行うことで実施することとしている。住民の皆さんで行われる悪石島のボゼや口之島の狂言など伝統行事については、毎年、多くの出身者や観光客など大いに賑わ

う行事ではあるが、コロナ禍での開催については、村外からの来島は自粛をお願いせざるを得ない現状ではないかと考えている。住民だけで開催する場合においても、ソーシャルディスタンスを保ち、マスクの着用や手指消毒などの感染防止対策を講じた上で開催していただく事をお願いしたいと考えている。引き続き5人以上での会食や不要不急の外出、多数の人が集まる場所への出入りの自粛などをお願いしていきたい。



十島村議会 令和3年6月定例議会 議決結果 21 案件を審議 全て全会一致で原案の通り可決しました

開催期間	6月14日～6月16日(3日間)		
審議した案件	村長提出議案	19件	同意 1件
可決・採決状況	原案可決	19件	
可決した主な議案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定、改正について (2件) ・ 令和2年度補正予算について (3件) ・ 契約の締結について (5件) ・ 令和3年度当初予算について (3件) ・ 権利の放棄について (3件) ・ 財産の取得について (1件) ・ 整備計画の変更について (1件) 		

令和2年度補正予算

○国保特会	補正第4号	△3,011 → 130,697 千円
○介護特会	補正第4号	84,521 千円
○後期特会	補正第4号	17,501 千円

令和3年度補正予算

○一般会計	補正第1号	+755 → 3,762,975 千円
○一般会計	補正第2号	+190,401 → 3,953,376 千円
○国保特会	補正第1号	+5,063 → 267,117 千円

議決結果

条例の制定・改正

- 十島村職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例制定
- 十島村新型コロナウイルス感染症の検査手数料に関する条例の一部を改正する条例制定
 「新型コロナウイルス感染症の流行が依然持続しており、感染拡大や重症化を防止する観点から国は「新型コロナウイルス感染症の流行化における一定の高齢者への検査助成事業(疾病予防対策事業費等補助金)」の継続を決定したことから、所要を改正するもの。

専決処分

- 財産の取得(道路管理作業用重機購入)
 路面清掃車の降灰対策仕様への改造のため、納期に約6ヵ月を要することから、諏訪之瀬島の降灰時期(冬季季節風)までに対策をするため、早期の契約締結が必要であると認められたためのもの。
- 繰越明許費繰越計算書(R2年度予算繰越明許費繰越計算書)
 一般 241,381,427 円、簡水 448,000 千円
- 事故繰越し繰越計算書(R2年度予算事故繰越し繰越計算書)
 一般 44,100 千円



契 約

○中之島道路災害復旧工事（R2-6 工区）請負変更契約の締結

○小宝島港泊地浚渫工事請負契約の締結

契約目的：小宝島港泊地浚渫工事

契約金額：129,800,000 円（うち消費税額 1,180,000 円）

契約相手：株式会社 森山(清)組 代表取締役 森山 崇



▲ 小宝島港の様子

○やすら浜港改修工事（1 工区）請負契約の締結

○十島村非常用発電機整備事業工事請負契約の締結

契約目的：十島村非常用発電事業

契約金額：124,300,000 円（うち消費税額 11,300,000 円）

契約相手：株式会社 永代建設 代表取締役 田中 良典

○悪石島小中学校へき地寄宿舍整備工事請負契約の

契約目的：悪石島小中学校へき地寄宿舍整備工事

契約金額：94,600,000 円（うち消費税額 8,600,000 円）

契約相手：川口建設 株式会社 代表取締役 川口 和範



▲ 諏訪之瀬島へき地寄宿舍
(R2 年 10 月完成)

権利の放棄

○権利の放棄について議決を求める件

(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)

・平島：2 件 ・悪石島：1 件

同 意

○十島村教育委員会の委員の任命について同意を求める件

十島村教育委員会の委員が令和 3 年 3 月 31 日で辞職したことから、当該委員の在任期間（令和 4 年 12 月 15 日まで）を任期とする教育委員の任命について、同意を求めるもの。

氏 名 竹内 功 氏

6 月議会ライブ中継視聴者数

島 名	6/14	6/15	6/16	計
口之島	0	0	0	0
中之島	2	1	2	5
諏訪之瀬島	1	1	1	3
平 島	3	1	2	6
悪石島	2	0	1	3
小宝島	1	0	0	1
宝 島	4	0	2	6
計	13	3	8	24

編集後記

今回の議会だよりは、2 名の議員の一般質問と議決結果を中心に編集しています。6 月の議会ライブ中継視聴者数は右のとおりです。ぜひ多数の視聴をお待ちしています。

議 長 前田功一
 議会広報調査特別委員会
 委員長 田中秀治
 副委員長 永田和彦
 委員 土岐純郎
 委員 岩下正行
 委員 日高久志
 委員 日高助廣
 委員 坂元 勇